

令和2年度法務省委託
大型広報企画に関する入札（仕様書）

- 1 件名
大型広報企画
- 2 目的
広く国民に人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とする。
- 3 訴求対象
国民全般
- 4 発注概要
 - (1) YouTube 広告の実施
 - (2) 人権に関するシンポジウム（人権シンポジウム東京、神戸会場）、ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」福岡会場のインターネット広告（GDN 及び YDN）等の実施
 - (3) 人権に関するシンポジウム（人権シンポジウム神戸会場）、ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」福岡会場の採録記事の企画・制作
 - (4) (1)～(3)に係る効果検証の実施
 - (5) 実施結果報告書の作成
- 5 業務内容
 - (1) YouTube 広告の実施
広報媒体、詳細は別紙1 参照
 - (2) 人権に関するシンポジウム（人権シンポジウム東京、神戸会場）、ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」福岡会場の各会場における参加者募集に当たり、以下のア、イに基づき、事前広報を行うこと。
 - ア 必須の媒体
誘導用バナー（GDN 及び YDN）による広報活動（詳細は別紙2）
 - イ 誘導用バナー以外による広報内容の企画及び制作・実施等（任意）
上記アの広報の他に、より広報・集客効果が高い広報の手法があれば提案すること。
なお、以下の a～h はあくまで例であるので、例示した方法にとらわれることなく提案すること。
<広報媒体（例）>
 - a SNS（Twitter、Facebook、LINE 等）による広報
 - b テレビ広報
 - c ラジオ広報
 - d 新聞広報掲載紙関連ウェブサイト等での広報
 - e インターネットバナーによる広報
 - f フリーペーパー、情報誌等による広報
 - g 電光掲示板、デジタルサイネージ等による広報
 - h 交通機関を利用した広報（車両内中吊、車内広報枠への掲示、広報貸切列車、電車内の液晶ディスプレイ広報等）
 - ※ 法務省のイベント広報にふさわしい媒体・内容にすること。
 - ※ 誘導用バナー、任意広報等の広報デザインについては、本件とは別途制作するチラシのデザインを基に、必要な加工・修正等を施した上で可能な限り統一すること。（チラシのデータ提供可能）
 - (3) 人権に関するシンポジウム（人権シンポジウム神戸会場、ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」福岡会場）の採録記事企画・制作

※ 広報掲載日、掲載する媒体については別紙3参照。

(4) 効果検証の実施

ア (1)、(2)及び(3)の人権シンポジウム神戸会場の採録記事に係る効果検証は以下のとおり実施すること。

(ア)調査対象 : 国民全般とし、以下を区別した集計を行う。

- ・性別(男、女、その他)
- ・年代(29歳以下、30代、40代、50代、60歳以上)
- ・地域(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)

(イ)有効回答数 : 1000以上

(ウ)調査エリア : 全国とする。

(エ)調査項目 : 最終的な設問数や設問の内容、選択肢の内容等は、受注者の企画案を基に当センターとの協議を経て定めるものとする。ただし、設問数は、性別や年代等基本的な事項以外に、30問程度行うこととする。

イ (3)のハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」福岡会場採録記事に係る効果検証は、採録記事の掲載日が令和3年3月になることが予想されることを考慮した上で、実施可能な方法を提案し、実施すること。

ウ 調査結果は、それぞれの採録記事等掲載(実施)終了後、迅速に効果検証を実施し調査完了後2週間以内に媒体ごとに結果をとりまとめ、当センターに提出すること。

※ すべての効果検証の設問数や内容、選択肢等の必要な要素については、本事業受注者からの提案に基づき、当センターと受注者との協議の上、必要な修正等を行った上で決定する。事前の協議にあたって編集可能なデータ(ワード、エクセル、パワーポイント)を提出すること。

※ すべての効果検証については、実施する内容に即した効果検証の方法を企画書中に明記すること。また、その内容については、法務省及び当センターと協議の上、決定する。

※ 政府における証拠に基づく政策(Evidence-based Policymaking (EBPM))の推進に関する動向等を踏まえ、その趣旨に即した客観的な効果把握に努めること。

※ 表やグラフ、自由回答欄などで見やすくまとめることとする。提出する際は編集可能なデータ(ワード、エクセル、パワーポイント)にすること。

(5) 実施結果報告書の作成

上記5(1)～(3)に示す業務について、下記のとおり実施結果報告書を作成すること。報告書の内容については、複数回にわたる修正指示が予想されるため、これに迅速に対応すること。

ア 上記5(1)～(3)に示す業務ごとに個別に実施結果報告書を作成し、全ての業務終了後、全事業分の実施結果報告書を取りまとめて提出する。

イ 各事業に基づく広報活動の実施結果、効果検証の結果を集約する。

ウ 内容として、以下の各要素は必ず含まれる形で構成する。

(ア)表紙、目次

(イ)広報実施媒体と掲載内容

(ウ)効果検証の集計結果及び分析結果並びにこれらを踏まえた効果的な啓発手法の提案

エ 集計結果は、表やグラフ等を活用する。

※ 数字や文字などが編集可能なデータ(ワード、エクセル、パワーポイント)で提出すること。

(6) その他

本事業の実施に伴う連絡・調整等必要な手配等は、全て本事業の受注者が責任を持って行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の理由によりシンポジウムが中止となった場合は、速やかに当センター及び法務省と協議し、広報の代案を企画・実施すること(必ずしも企画書において代案を記載する必要はない。)。なお、各シンポジウムの開催の可否については、

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、開催日（後記8（6）参照）のそれぞれ3か月前までに判断する予定である。

6 成果物・納品

(1) 成果物

ア 上記5で提出することとされているデータ等

イ 実施結果報告書（印刷物） 4セット

ウ イの報告書のデータ（DVD-R等媒体にて納品） 4セット

※ PDFで納品する場合、文字の部分を選択できる（テキストデータとして抽出可能な形態にすること。

エ 制作した各種広報のデータ（DVD-R等媒体にて納品） 4セット

※ 本事業で実施した各要素に関連する反訳データ、写真、映像等、必要と思われるデータ全て

※ ウ、エは同一のDVD-R等媒体で納品しても差し支えない。

オ 広報掲載、シンポジウム事前広報媒体 4セット

※ 掲載誌等の現物を提出すること

※ シンポジウムの会場の様子を撮影した写真画像データ（DVD-R、フラッシュメモリー等媒体にて納品）

(2) 納品場所

公益財団法人人権教育啓発推進センター

（〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F）

(3) 納品期限

令和3年3月22日（月）

※ ただし、「ハンセン病に関する親と子のシンポジウム」福岡会場の採録記事効果検証については、令和3年3月31日（水）までとする。効果検証の実施結果報告は、各検証終了後、随時提出すること。

7 応募概要

(1) 提出書類（以下のア～ウは6セットを作成し、うち3セットは社名を削ること。また、PDFデータをメールで送付すること。）

ア 提案書（次の要素を盛り込むこと）

（ア）企画意図、趣旨、体制図等

（イ）企画概要

以下の3点については、内容を把握できる資料を必ず添付すること。

a YouTube 広告の企画概要

b 人権に関するシンポジウム（人権シンポジウム東京、神戸会場）、ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」福岡会場のインターネット広告（GDN及びYDN）の実施

c 人権に関するシンポジウム（人権シンポジウム神戸会場）、ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」福岡会場の採録記事の掲載

（ウ）実施スケジュール

イ 補足資料等 ※ 任意

ウ 今回の企画に類するような過去の実績が分かる資料 ※任意

エ 入札書（別紙の様式を使用し、提出の際は封かんすること）

オ 委任状（書式自由、代表者が入札する場合は不要）

カ 各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し

(2) 落札方式

総合評価落札方式

別添の総合評価基準書に基づき技術点及び価格点から算出した総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

(3) 書類提出期限

- ア (1) のア～ウまで 令和2年7月27日(月) 午後3時(厳守)
イ (1) のエ～カまで 令和2年8月4日(火) 午後2時25分(厳守)

(4) 開札

- 令和2年8月4日(火) 午後2時30分から
※ 公益財団法人人権教育啓発推進センター応接室にて実施予定

(5) その他

本入札への参加を希望する場合は、7月20日(月)までに、当センターに電話又はEメールにて連絡すること。

8 スケジュール(予定)

- (1) 令和2年7月15日(水) 入札情報開示
(2) 令和2年7月20日(月) 入札参加希望連絡期限
(3) 令和2年7月27日(月) 午後3時 企画書等(入札書を除く)提出締切
(4) 令和2年8月4日(火) 午後2時25分 入札書提出締切
(5) 令和2年8月4日(火) 午後2時30分 開札、受注者決定
(6) 令和2年8月～令和3年3月 各種広報活動等展開
※ シンポジウムのバナー広報(各シンポジウムの一か月前)、他広報、採録記事の作成は各シンポジウムの実施に合わせて行う。
ア 人権シンポジウム in 東京 令和2年11月25日(水)
イ 人権シンポジウム in 神戸 令和3年1月31日(日)
ウ ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」福岡会場 令和3年2月23日(火・祝)
※ YouTube 広告については9月、10月、11月～12月、1月の4月を予定。
(7) 令和2年11月～ 効果検証調査項目案作成・検討、調査実施
(8) 令和3年3月22日(月) 実施結果報告書等、成果物納品
(9) 令和3年3月31日(水) ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」福岡会場に係る採録記事実施結果報告書納品

9 その他

- (1) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
(2) 本入札の参加に要する経費は、応募者負担とする。
(3) 本件業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者負担とする。
(4) 本件業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省人権擁護局、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。
(5) 本件業務を実施するに当たって、知り得た法務行政や当センターに関する情報については、本件企画以外の業務に使用しないこと。また、他の第三者に対して一切漏洩しないこと。
(6) 本件企画の完遂のために十分な実施体制を整えること。
(7) 本仕様書に基づき制作した各種素材広報に関する全ての著作権は、特定の期間を定めず、法務省人権擁護局に帰属するものとする。なお、受注者は法務省人権擁護局及び当センターに対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。また、受注者はそのことについて企画書中に明記すること。
(8) 契約締結後に、各広報掲載媒体の運営管理者が広報掲載メニュー等を変更したことにより仕様書に定める条件を満たすことができなくなった場合は、当センターと協議の上、仕様書に定めるものと同様の条件を満たすものを用意すること。
(9) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、入札金額を訂正した入札、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
(10) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。
(11) 開札は当センター内において入札者の面前で行う。

- (12) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受注者の負担とする。
- (13) 本件に関して関連機関に確認・連絡する必要がある場合は、直接連絡せず、当センターを通して確認連絡を行うこと。
- (14) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。

10 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

11 問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第3係 康 (かん)

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802 / FAX 03-5777-1803

Eメール kan@jinken.or.jp

ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>

ツイッター https://twitter.com/jinken_center

YouTube人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

人権ライブラリー <http://www.jinken-library.jp>